

軽米町告示第 66 号

軽米町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 8 月 6 日

軽米町長 山 本 賢 一

軽米町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

軽米町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（平成 23 年輕米町告示第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 町内の一般家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理容器等を購入した者に対し、予算の範囲内で軽米町補助金交付規則（昭和 44 年輕米町規則第 20 号）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第 2 条 この要綱において、家庭用生ごみ処理容器等とは、家庭から発生した生ごみを微生物の活動若しくは、乾燥装置により減量化又は堆肥化させることを目的に製造された機種とする。

（補助金の交付要件）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 軽米町に住所を有し、かつ、現に居住する個人であること。
- (2) 町税に未納がないこと。
- (3) 家庭用生ごみ処理容器等を良好な状況で維持管理できること。
- (4) 町内の販売店から購入した家庭用生ごみ処理容器等であること。

（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、次のとおりとする。

- 2 電動式生ごみ処理機の本体購入価格（消費税および地方消費税額を含む。）の 5 分の 4 の額（100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、上限を 10 万円とする。
- 3 生ごみ堆肥化容器等（容量 150 リットル以上）の 1 基あたり本体購入価格（消費税および地方消費税額を含む。）の 5 分の 4 の額（100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 4 補助金の交付対象とする機種及び数量は、1 会計年度中、1 世帯につき次の各号の一によるものとする。
  - (1) 電動式生ごみ処理機は 1 基までとする。
  - (2) 生ごみ堆肥化容器等は 2 基までとする。

(提出書類等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、軽米町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 購入予定製品が把握できる見積書又はカタログ等

(2) 申請者の納税証明書(町税に係る前年分)

2 町長は、補助金の交付申請があったときは、その内容について審査し、第3条に規定する補助金交付要件に合致すると認められるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 申請者は、補助金交付決定の通知があったときは、軽米町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書(様式第3号)に購入領収書(正本)及び振込先預金通帳(写し)を添えて町長に提出するものとする。

4 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ期日)

第6条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(交付記録簿)

第7条 補助金交付担当者は、補助金を交付したときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付記録簿(様式第4号)に記載し、10年間保存するものとする。

附 則

この告示は、令和3年8月6日から施行する。

様式第1号

年 月 日

軽米町長 様

住 所 軽米町

氏 名

電話番号

家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書

家庭用生ごみ処理容器等（電動式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器等）を購入したいので、軽米町補助金交付規則により関係書類を添えて次のとおり補助金の申請をします。

金 円

（注）家庭用生ごみ処理容器等（電動式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器等）は  
いずれかに○をする。

申請者 住所 軽米町大字  
氏名

## 補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった軽米町家庭用生ごみ処理容器等購入費に要する経費に対し、軽米町補助金交付規則により、 年度において、次のとおり補助金を交付する。

金 円

年 月 日

軽米町長 山本 賢一

家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付請求書

軽米町長 様

住 所 軽米町大字

氏 名

年 月 日付軽米町指令町第 号で補助金の交付決定通知があった家庭用生ごみ堆肥化容器等（電動式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器等）購入費補助金について、次のとおり交付を請求します。

記

金 円

<振込口座>

金融機関名		支店名	
口座番号(普)		口座名義	

領収書 貼り付 け欄			
購入した処理容器等の仕様等			
メーカー名		製品名	

\*補助額=購入額の×4/5で100円未満切捨て

(注) 家庭用生ごみ処理容器等（電動式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器等）は  
いずれかに○をする。